

令和4年第4回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年11月10日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第13号 専決処分の報告について（本巢市富有柿の里敷地内事故に係る損害賠償）
日程第5 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
日程第6 議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
日程第7 議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
日程第8 議案第56号 土地の処分について（温井地区企業用地）
日程第9 議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 諸般の報告
第4 報告第13号 専決処分の報告について（本巢市富有柿の里敷地内事故に係る損害賠償）
第5 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号））
第6 議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
第7 議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
第8 議案第56号 土地の処分について（温井地区企業用地）
第9 議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）について
追加日程1 発議第2号 堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議について

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 高橋知子 | 2番 | 瀬川照司 |
| 3番 | 飯尾龍也 | 4番 | 片岡孝一 |
| 5番 | 高橋時男 | 6番 | 高橋勇樹 |
| 7番 | 今枝和子 | 8番 | 高田浩視 |
| 9番 | 河村志信 | 10番 | 堀部好秀 |
| 11番 | 鏝本規之 | 12番 | 黒田芳弘 |
| 13番 | 臼井悦子 | 14番 | 道下和茂 |
| 16番 | 大西徳三郎 | | |

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 藤 原 勉 | 副 市 長 | 大 野 一 彦 |
| 教 育 長 | 川 治 秀 輝 | 総 務 部 長 | 原 誠 |
| 企 画 部 長 | 高 橋 誠 | 市 民 環 境 部 長 | 村 澤 勲 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 小 椋 真 二 | 産 業 建 設 部 長 | 高 木 孝 人 |
| 林 政 部 長 | 高 井 和 之 | 上 下 水 道 部 長 | 谷 口 博 文 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 青 山 英 治 | 会 計 管 理 者 | 瀬 川 清 泰 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 内 藤 睦 雄 | 議 会 書 記 | 大 久 保 守 康 |
| 議 会 書 記 | 山 本 憲 | 議 会 書 記 | 後 藤 謙 治 |

開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより令和4年第4回本巣市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、議席番号1番 高橋知子君と2番 瀬川照司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議について報告させていただきます。

10月17日月曜日、会期を1日として令和4年第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会定例会が岐阜市役所において開催されました。

会議では、初めに議席の指定、会議録署名議員の指定、会期の決定、議長の選挙を行い、議案の審査に入りました。

提出された議案は、令和3年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についての1件であり、監査委員の審査意見を受けた後、審議を行いました。審議の結果、原案のとおり認定されました。

以上、報告させていただきます。

なお、この会議の資料については、議会事務局に保管してありますので申し出ていただきたいと思います。

思います。以上です。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員長（臼井悦子君）

議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第76号につきましては、11月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配布されているところであります。

掲載内容につきましては、9月に開かれました第3回定例会の内容が主なものとなっております。

表紙には、新緑の淡墨公園で美濃もとす太鼓保存会による演奏の写真を掲載しました。2ページからは正・副議長挨拶、議員活動日誌、新たな議会構成、第3回定例会で議決された補正予算と主な議案について、令和3年度決算、審議結果及び各議員の表決、一般質問、委員会活動、新庁舎の安全祈願祭について、議員研修の順に掲載しました。

今回は、令和4年9月27日、9月30日、10月7日、10月14日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第5回定例会の内容を主なものとして、2月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

7番 今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

もとす広域連合議会より報告いたします。

令和4年第3回もとす広域連合議会定例会が、会期を10月19日から10月28日までの10日間として、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されました。

今定例会では、閉会中に欠員となっていた総務介護常任委員会副委員長の選任が行われました。

定例会に提出された議案は、専決処分の承認案件2件、人事案件1件、令和3年度決算認定3件、令和4年度補正予算3件の計9件でした。

専決処分の承認については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る減免期間を令和5年3月31日までとされたこと、及び新型コロナウイルス感染症の定義について、根拠となる法律の改正に伴い所要の改正をするため、もとす広域連合介護保険条例の一部が改正されました。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い所要の改正をするため、もとす広域連合職員の育児休業等に係る条例の一部が改正されました。

人事案件については、もとす広域連合公平委員会委員の選任についてであり、審議の結果、原案のとおり同意されました。

次に、令和3年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の決算認定3件については、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり認定されました。

次に、令和4年度一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の補正予算でございます。この3件についても、それぞれ所管する常任委員会において審査が行われ、その後、本会議において審議され、原案のとおり可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますのでお申し出てください。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

まず、今年度の市の表彰につきまして御報告申し上げます。

市の表彰は、市政の振興に寄与され、多大な御貢献をされた方々を対象に毎年度表彰させていただいております。

今年度の表彰は、去る11月2日に贈呈式を挙行し、社会福祉功労として2名の功労者表彰と多額の御寄附をいただきました個人1名の方と3団体の方に善行者表彰を行いました。

次に、令和4年第2回西濃環境整備組合議会定例会が9月30日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

提出されました案件は、西濃環境整備組合議会議長選挙について、西濃環境整備組合議会副議長選挙について、令和4年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）、それから令和3年度西濃環境整備組合議会一般会計歳入歳出決算の認定についての4件でございます。

まず、西濃環境整備組合議会議長選挙につきましては、選挙の結果、議長には大垣市議会議長の林新太郎氏が選任されました。

次に、西濃環境整備組合議会副議長選挙につきましては、選挙の結果、副議長には大垣市議会副議長の関谷和彦氏が選任されました。

次に、令和4年度西濃環境整備組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、光熱水費の価格高騰により需用費が不足するため、1億252万8,000円を増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては原案のとおり承認をされました。

最後に、令和3年度西濃環境整備組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額13億4,931万4,023円、歳出総額13億1,328万9,080円でございます。歳出の主なものは、塵芥処理費10億2,955万6,972円及びごみ焼却施設整備等に係る地方債の元利償還に伴う公債費1億9,333万5,000円でございます。歳入歳出の差引残額は3,602万4,943円となりました。また、監査委員が

ら審査の結果について報告が行われた後、原案のとおり認定されましたので、御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第13号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第13号 専決処分の報告について（本巢市富有柿の里敷地内事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第13号 専決処分の報告について（本巢市富有柿の里敷地内事故に係る損害賠償）でございます。

令和4年6月5日に本巢市富有柿の里のふれあい広場北側階段において発生した負傷事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第13号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、報告第13号の専決処分の報告について補足説明をいたします。

お手数ですが、議案書2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

1の相手方は、本巢市文殊3175番地2の溝田勝也氏です。

2の事故の概要としましては、令和4年6月5日日曜日、午前11時頃、本巢市富有柿の里において、所属する団体の活動中にふれあい広場へ移動するために北側階段を下りていたところ、階段踊り場に発生していた高さおよそ3センチのタイルの剥がれていた部分に足を踏み外し転倒され、右足後部骨折の全治3か月のけがを負ったものであります。

3の和解の内容としましては、損害賠償金を支払い、市及び相手方は本件事故に関し、そのほかの債権債務がないことを相互に確認しております。

4の損害賠償金額は5万5,870円、ただし賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険により対応するものであります。

5の過失割合につきましては、相手方は前方を注視していれば段差の存在を視認することは容易であったものの、本市においては注意喚起を行う措置が行われていなかったことから、全国町村会総合賠償保険の幹事保険会社の専門的な判例の分析により、過失割合は市側2割となりました。

また、本県の原因となった箇所を含め、現在施設内のタイルの剥がれ箇所の修繕を進めており、今後同様の事故が起こらぬよう再発防止に努めてまいります。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

以上で報告第13号の報告を終わります。

日程第5 報告第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月21日、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

報告第14号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第14号、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算（第6号）につきましては、国の補助金を活用した電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するための電力等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る予算、それと岐阜県の補助金を活用した電力等価格高騰による子育て世帯の負担増を踏まえ、将来を担う子どもの養育に係る経済的な負担軽減を図るため、18歳までの子どもを養育する子育て世帯のうち主たる生計者の所得水準が一定以下の世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を支給するための子育て世帯負担軽減給付金給付事業に

係る予算につきまして、10月21日に専決処分をさせていただいたものでございます。

恐れ入ります。議案のつづりを御覧いただきたいと思ひます。

4ページの次のページにございませぬ一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開き願ひませぬ。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,075万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229億5,415万5,000円とさせていただいたものでございませぬ。

恐れ入ります。今度は、議案の概要のつづりを御覧いただきたいと思ひます。

そちらの1ページにございませぬ補正予算の概要を御覧願ひたいと思ひます。

まず歳入にございませぬが、国庫補助金1億6,385万円につきましては、電力等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る事業費補助金1億5,505万円と事務費補助金880万円にございませぬ、補助率はいずれも10分の10にございませぬ。

その下の県補助金4,690万円につきましては、子育て世帯負担軽減給付金の支給に係る事業費補助金4,459万5,000円と事務費補助金230万5,000円にございませぬ、こちらも補助率は10分の10にございませぬ。

次に、その下の歳出にございませぬが、民生費の電力等価格高騰緊急支援給付金給付費1億6,385万円につきましては、電力等価格高騰緊急支援給付金の給付に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当28万8,000円、消耗品や印刷製本費などの需用費として20万2,000円、通信運搬費や口座振替手数料など役務費として104万4,000円、給付に係るシステムの改修委託料や受付業務等の事務委託料など委託料として726万6,000円に加えて、住民税非課税世帯及び家計急変世帯3,101世帯に対し1世帯当たり5万円を支給する給付金1億5,505万円にございませぬ。

その下の児童福祉総務費4,690万円につきましては、子育て世帯負担軽減給付金の給付に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当27万6,000円、消耗品や印刷製本費など需用費として18万1,000円、通信運搬費や口座振替手数料など役務費として80万8,000円、給付に係るシステム改修委託料として104万円に加えて、18歳までの子どもを養育する子育て世帯のうち主たる生計者の所得水準が一定以下の世帯2,973世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を支給する給付金4,459万5,000円にございませぬ。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませぬか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めませぬ。これで質疑を終わります。

お諮りませぬ。ただいま議題となっております報告第14号については、委員会付託を省略したいと思ひませぬが、これに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第14号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第14号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

お座りください。起立全員です。したがって、報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第54号及び日程第7 議案第55号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定について及び日程第7、議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは提案説明を申し上げます。

まず、議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてでございます。

令和5年3月31日をもって織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の管理期間が終了するため、都市との交流、地域資源の活用、観光振興など活性化を図ることを目的として指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてでございます。

令和5年3月31日をもってNEOキャンピングパークの指定管理者の管理期間が終了するため、都市との交流、地域資源の活用、観光振興など活性化を図ることを目的として指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第54号及び第55号、いずれも産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第54号及び議案第55号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木産業建設部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案のつづりにございます5ページをお開き願います。

1の施設の名称は、織部の里もとす、うすずみ特産販売所でございます。

2の指定管理者の名称は、株式会社チューキョーP&Gで、所在地は岐阜市西鶉二丁目35番地の2でございます。

指定管理者につきましては、これまでシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理を行ってきたところですが、民間事業者の経営ノウハウを積極的に活用した長期的な事業運営を図る必要がございますので、公募型プロポーザル方式により、事業者の公募を行い、本巣市観光等施設事業に係る事業者等審査委員会における審査、本巣市指定管理者選定委員会における審議を経まして選定してきたところでございます。

3の指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

補足説明は以上でございます。

次に、議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案のつづりにございます6ページをお開き願います。

1の施設の名称は、NEOキャンピングパークでございます。

2の指定管理者の名称は、株式会社ヒマラヤで、所在地は岐阜市江添一丁目1番1号でございます。

こちらの指定管理者につきましても、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が指定管理を行ってきたところですが、民間事業者の経営ノウハウを積極的に活用した長期的な事業運営を図る必要がございますので、公募型プロポーザル方式により事業者の公募を行い、本巣市観光等施設事業に係る事業者等の審査委員会における審査、本巣市指定管理者選定委員会における審議を経まして選定したところでございます。

3の指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となります。

補足説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第54号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

この織部の里及びキャンピングパークのことについてお聞きをするわけでありましてけれども、今

の説明によりますと、プロポーザルという形で公募をかけて選定をしたということでありますけれども、前回の指定管理も同じようにされたわけであります。

そして、シダックスという会社に決定をしたわけでありますけれども、今回、どうしてまた今の説明のように企業名を変えなければいけなかったのか。また、シダックスが自らこの5年契約が満了したから撤退をしたのか、その理由について分かる範疇でお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

まず、今回のプロポーザルの公募についてになりますけれども、指定管理者を選定する場合におきましては、基本的に委託業務、またさらには直営等もございますけれども、やはり民間のノウハウを生かした活用ということで、今回につきましてもこの公募型により業者指定を選定したところでございます。

また、今回シダックスについて今まで行ってきていただいておりますけれども、前回の提案理由等もございまして、なかなか事業等が進めていない。また、コロナの影響で事業が実施していないという部分もございまして、今回は新たにまた公募、4施設一括から変更させていただきまして、類似型の3施設での公募という形で進めさせていただきました。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

○11番（鰐本規之君）

結構です。

○議長（大西徳三郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり可決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。着席ください。したがって、議案第54号 織部の里もとす及びうすずみ特産販売所の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第55号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第55号 NEOキャンピングパークの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第56号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第56号 土地の処分についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第56号 土地の処分について（温井地区企業用地）についてでございます。

産業振興及び雇用の確保を図るため造成した温井地区企業用地を売却するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、

御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第56号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第56号 土地の処分について（温井地区企業用地）につきまして補足説明をさせていただきます。

本巢市議会臨時会議案の7ページをお開きください。

温井地区企業用地につきましては、本市が売却の相手方と工場の建設に伴う覚書を締結し、オーダーメード型企業用地として造成した土地で、本年10月26日に土地の売買の仮契約を結んでおり、本契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

土地の所在は、本巢市温井字新田207番1ほか12筆でございます。

面積につきましては、総面積は2万82.45平方メートルでございます。

地目につきましては宅地で、売却額につきましては4億516万2,096円でございます。

売却方法につきましては、随意契約でございます。

売却の相手方は、岐阜市加納桜田町一丁目1番地、アピ株式会社代表取締役社長 野々垣孝彦氏でございます。

8ページを御覧ください。

所在地別の地目及び面積につきましては、別紙に記載してございますので、よろしく願いいたします。

お手数でございますが、議案の概要4ページを御覧ください。

売却箇所の位置図となります。

次の5ページは、土地の公図の写しであり、今年度売却する土地については凡例で、売却箇所として塗ってあります範囲となります。所在地別の面積の詳細となります。

以上、議案第56号の補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼び者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第56号 土地の処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。もうすぐ12時になりますけど、議案もあと少ないということから、このまま続けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、12時にもうすぐなりますけど、このまま引き続いて会議を続けます。

日程第9 議案第57号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,040万4,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、マイナポイント事業費補助金、林道災害復旧費補助金及び林道災害復旧債の新規計上、並びに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、マイナポイント第2弾の申込み支援に伴う人材派遣委託料及び林道道谷線の復旧に伴う災害復旧工事等の新規計上、電力等価格高騰子育て世帯応援給付金の給付に伴う需用費等の増額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第57号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案のつづりの8ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第7号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,040万4,000円を追加し、総額を230億8,455万9,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正では、災害復旧債につきまして、7月27日から28日の豪雨により被災した林道道谷線の災害復旧工事に係る災害復旧債といたしまして、新たに480万円をお願いするものでございます。

恐れ入ります。今度は、議案の概要のつづりを御覧いただきたいと思えます。

6ページでございます補正予算の概要を御覧願います。

まず歳入でございますが、国庫補助金9,559万4,000円につきましては、マイナンバーカード取得者に付与されるマイナポイントの申請手続の支援に要する費用に係るマイナポイント事業費補助金252万2,000円と電力等の価格高騰の影響を受けている住民生活等を支援するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金9,307万2,000円でございます。

その下の県補助金1,001万円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げました林道災害復旧工事に係る補助金でございまして、補助率は65%でございます。

その下の繰入金につきましては、財源調整による財政調整基金繰入金2,000万円でございます。

その下の市債480万円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げました林道災害復旧工事に係る災害復旧債でございまして、充当率は補助裏の90%でございます。

次に、その下の歳出でございますが、総務費の企画費252万2,000円につきましては、国庫補助金のマイナポイント事業費補助金を活用したマイナポイントの申請手続の支援のための人材派遣委託料でございます。

その下の民生費の児童福祉総務費1億1,187万円につきましては、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した電力等の価格高騰による影響を受けている子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、18歳以下の児童1人2万円を電力等価格高騰子育て世帯応援給付金として給付するための事務に携わる職員の時間外勤務手当27万6,000円、封筒等の印刷製本費15万4,000円、案内文書配付に伴う通信運搬費64万円に加えまして、5,540人分を見込んだ給付金1億1,080万円でございます。

その下の林業災害復旧費1,545万円につきましては、地方債の補正のところで御説明を申し上げました林道道谷線の災害復旧工事費等でございます。

一番下の予備費56万2,000円につきましては、調整により増額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第57号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

動議を提出したいと思っております。

職員に対するパワハラ、堀部議員が職員等に対するパワハラという案件が発生をしましたので、動議を提出したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

それでは、ただいまから鏑本議員から堀部好秀議員に対する辞職勧告決議の動議が提出されました。

地方自治法第117条の規定により、議席番号10番 堀部好秀君の退場を求めます。

〔10番 堀部好秀君 退場〕

この動議は、会議規則第15条の規定により提出者のほかに1名以上の賛成者が必要です。

賛同される方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

挙手があるということで、分かりました。

11番 鏑本規之君が提出されました堀部好秀君に対する議員辞職勧告決議は所定の賛成者があり

ますので、動議は成立しました。

議事の都合により暫時休憩といたします。

なお、議会運営委員長に議会運営委員会を直ちに開催するよう要請をいたします。

午後0時09分 休憩

午後0時19分 再開

○議長（大西徳三郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。堀部好秀君に対する議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程1とし、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議の動議について日程に追加し、追加日程1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程1 発議第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

追加日程1、発議第2号 堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。提出者に説明を求めます。

11番 鏑本議員。

○11番（鏑本規之君）

それでは、堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議について報告をいたします。

議員辞職ということですので、非常に重い案件ではありますが、この件についていろいろと調査、審査をした中において、ここに至ったわけであります。

内容については、令和3年9月以前から堀部好秀議員による本巣市職員及び職員関係者に対するパワハラの苦情相談が複数ありました。

同年11月26日に行われました議会運営委員会の一般質問内容の審議の際、堀部議員の職員に対するパワハラについての一般質問内容については、堀部好秀議員の名誉にも関わることから、審査内容が議事録に載らないようにとの配慮から、休憩中に行われました。その中で、堀部好秀議員がパワハラに関して身に覚えがあると発言をされたため、議長の判断で堀部議員の職員に対するパワハラについての一般質問は取下げとなりました。

それから1年の間に、職員等から堀部議員によるパワハラに関する苦情相談等が複数ありました。その中で、さきの9月議会の予算決算委員会の中において、答弁等々云々ということで、この廊下の中で、議員各位、また職員各位がおられる中において、職員に対してのパワハラ行為が行われたわけであります。

堀部好秀君によるパワハラは多くの訴えもあり、そこから鑑みると常習化されていると考えられ

ます。こうした議員が関連した一連の議案に対して、市民の負託を受ける本県議会は、その秩序維持と信頼構築のため、堀部好秀議員に対して自ら議員の職を辞するよう求めるものであります。

以上、決議をいたします。

令和4年11月10日。提出者は、私、鏑本規之、賛成者、河村議員、高田議員であります。以上。

○議長（大西徳三郎君）

鏑本君は一度自席にお戻りください。

ただいま除斥されております議席番号10番 堀部好秀君から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席し、発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出のとおり会議に出席して発言することを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって会議に出席して発言することを許可することに決定しました。

それでは、議席番号10番 堀部好秀君の入場を許可し、発言を許します。

〔10番 堀部好秀君 入場〕

堀部好秀君が発言することを許可いたしましたので、発言をお願いします。

○10番（堀部好秀君）

令和4年第3回議会におきまして、補正予算第4号、その議案の中にちょっと問題だなあという項目がありましたので、関係する職員に事前に文書にて質問事項を通告し、また予算決算委員会の前日に訪問し、協議をさせていただきました。私が問題と思うところを理解していただき、今後の対応について合意をいたしました。しかし、翌日の予算決算委員会では、その合意の内容とは違った答弁をされました。私は、予算決算委員会の休憩時間に廊下に呼び、事訳をたどしました。そのときの語気が強いということなら大いに反省し、今後はそんなことのないよう十分注意をしながら議員活動をしていきたいと思っております。

今後も議員の職責を果たしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

発言が終了しましたので、議席番号10番 堀部好秀君の退場を求めます。

〔10番 堀部好秀君 退場〕

提出者、11番 鏑本規之君は再度登壇を願います。

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田芳弘君。

○12番（黒田芳弘君）

先ほど、提出者の提出理由についてお聞きをしておりましたが、私自身、その現場を見たこともございませんし、このことの詳細について把握をしておりません。

冒頭に提出者の鏑本議員は、調査、審査が行われたといった説明がございましたが、その内容について、もう少し詳細に説明をいただくと、ほかの議員も同様と思いますが、どうでどうなってここまで来たのかということがよく分かりませんので、大変重要な案件でございますので、私たちもその審査をしっかりとやりたいと思いますので、その詳細について御説明を願います。

○11番（鏑本規之君）

審査の中で、堀部議員、また担当職員にお話を伺いました、それぞれに。その中において、弱い立場であるという職員の訴えですので、職員も言いにくいこともあったらという思いをしておりますけれども、その中で、強い口調で詰め寄られ、私に発言の権限、また答弁の権限等について決定権がない、そういう中で内容について市長と相談をして、そして答弁についてはきちんとするという形で執行部との打合せをしながら答弁をしたということを言われました。その中において、その答弁が自分の思いと違うということで、今も堀部議員の釈明の中にあつたように、きつい言葉で詰め寄ったということでもあります。

ただ、訴え者の心の中のこととも聞きました。そうしたところ、答弁できないものを答弁せよと言われてたり、ほかのこともあったんですが、パワハラを受けたという人の名誉もありますので、それ以上のことは言いませんが、その人が言ったことの一つに、私は何とか心の平常を保つように努力はしているけれども、気の弱い職員がこのようなことを言われれば、自ら命を絶つということも考えられるというような発言もありました。また、その中において、自分の部下である職員等々に対してもいじめがあつたというような解釈のできる訴えがあり、後輩の職員が同じようなことをされたら大きく心が傷つくであろうと、精神的にも傷つくであろうと、そういうような訴えがありました。内容について詳しい文書がもし必要とするなら、今しばらく暫時休憩を願って、そのときの訴えの生の声を字に起こして皆さんに読んでいただき、そしてそのことがどの程度のものであつたのか等々をいま一度確かめてもらえれば結構だと思います。

また、パワハラというものがどういう定義であるかということを見れば、いじめというものは強い者が弱い者をいじめる、だからいじめなんです。弱い立場の者が強い立場の者に対していじめということはありません。

訴えを起こした複数の方たち、私のところに相談に来た人たちも何とかしてもらいたいという思いがあつて、私のところに来ております。

当初述べたように、約1年前の全員協議会休憩中にそういう身に覚えがあるかということ本人にただしたところ、本人も身に覚えがあるということ言われました。今回、発言を求められ、この壇上において言葉で反省をしているというようなことを言われましたけれども、1年前も同じように、休憩中ではあつても言われました。そのことは議会運営委員会のメンバー全員が承知していることでもあります。

私は、助けを求められた弱い職員に対して、何らかの形で対応してあげなければ、この本巢市の議会が成り立たないと思っております。訴えを起こした人が自らの口から心に深い痛手を被り、精神的に参っているようなことを言われれば、もうこれはその時点でいじめという、パワハラという

ものが確定するわけでありませう。

議員各位においては、訴えられた人を守るのではなく、いじめられていることを切々に訴え SOS を出した人に対して温かい気持ちを持って接してあげて、何とかそういうことが起こらないようにするべきであろうという思いをしておるわけでありませう。

本人がいじめているというような意識がないなら、余計いじめられておる人の立場を考え、これからはまた行われる可能性が多分にありますので、現状を見ていない人においても、また今回の案件の一番問題になっている 9 月議会の中において、その姿も見た議員もおられるわけでありませう。職員も見た人がいるわけでありませう。そういうことを鑑みたときに、非常に重い決議ではありませうけれども、この本県議会としての信頼と、また同じような案件が小学校、中学校でもある。弱い人が助けを求めたときにきちんとして対応ができるためにも、今回の議員辞職勧告決議に御賛同いただきたいという思いでありませう。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

黒田君。

○12番（黒田芳弘君）

中身についてはよく分かりましたが、鏝本議員は、このことに関わっておりますので分かっておると思うんですが、ほかの議員さん、ここまでに至った経緯については、私たちは分からないわけでありませう。

それで、私が関わった部分だけ皆さんに正直に報告をさせていただきますと、先ほどから言っております 9 月の定例会の予算決算委員会の休憩中において、そういった行為があったということ、今日は名前は伏せますが、ある議員さんから私のところに届けられました。当時、私は議長でありましたので、そのことを受けて、早速議会事務局と相談をさせていただきました。ですが、そのときは、これは本会議あるいは委員会の中でのことではなくて、あくまでも議場外のことであるので、議長権限は及ばないと。ですから、これは議会としては議長の諮問機関である議会運営委員会に諮問をして、そこで協議をしていただくということが適切であるという結論に至りました。

それで、早速当時の議運長でありました現在の黒田議長も交えて、再度事務局で三者で協議をした。9 月も予算決算委員会の後となりますと、会期も迫っておりますので、今の議運にそのことを諮問しても、とても議会構成の改選を控えておまして、9 月議会でありますので、とても無理やということで、次の議長に申し送り、再度その議長から議会運営委員会に諮問して、このことについて協議していくんだということを確認した。私が承知しているのはそこまででございます。

それで、先ほど冒頭に申し上げました審査、協議をしたということでありませうが、こういった組織といいますか、中でそういうことが図られたのか。そして、その協議の内容としてはこういった結論が得られたのかということも説明いただきたいと思っております。

○11番（鏝本規之君）

じゃあ、お答えをいたします。

議会運営委員会の中において、訴えたほうも訴えられたほうもそれぞれに名誉もあるであろうということで、秘密会ということにいたしました。そして、公正公平を保つために、それぞれに時間を取って話を聞きました。その内容が先ほど言った内容であります。本人自らの訴えであります。聞いた聞かないではなくて、パワハラを受けたと言われる職員の自らの発言、また訴えであります。その訴えを今簡単に述べたわけであります。

もう片一方の堀部議員にも提出を求め、聞いたわけであります。その中で、自分を正当化する発言は多々ありました。今ここで述べたような発言もありました。けれども、その中で、自分はこういうふうに思ったけれども、相手の心にこれだけの痛みを感じずる発言をしたとするなら、これは自分の不徳の致すところであると、自分はそういう気持ちはないけれども、なかったけれども、相手がそう思うとするなら、それは私の不徳の致すというような形の弁明が一言でもあれば、今この場に私はおりません。議員辞職勧告決議等々を提出するまでには至らなかった。けれども、その発言、申し訳なかったというような声は一つも聞かれませんでした。その内容について、もし私の言っていることが間違いがあるとするなら、議会事務局に議事録が全部保管してありますので、聞いてもらえれば結構だと思っております。

その中で、一言申し添えますと、私は議員として議席数も上であります。人として年も上であります。同じ会社の経営者としても同じであります。そこで、私の思いとして、反省を求める、注意をいたしました。けれども、それに対して何らの反応もなかったと、非常に寂しい思いをしているわけであります。

いじめは、いじめられたほうの心のほうが傷が重いわけであります。そのことを議員各位、議員はどの人も市民の負託を受けて議員になったわけであります。負託を受けている以上、市民からの訴えに対して、やはり声の代弁者として言うべきことは言う、やるべきことはやる、それが議員の使命だと私は思っています。

ですので、堀部議員においては、私の思いとしては一度や二度の注意ではなかったし、やめるよという警告も結構したつもりであります。けれども、残念ながら私のところには多くの職員関係者等々から何とかしてもらえんのかというような言葉が入ってきております。ですので、常習者という形の発表をさせてもらったわけであります。

直るものなら直してあげたい。本来あるべき議員の姿に戻してあげたいというのが議員の先輩としての気持ちも失っているわけでもありませんけれども、ただ、言えることは見ていないから知りませんというのは私は間違いだと思っております。訴えがあった、そのことが一番大事なことであって、訴えてきた人間の勇気、やむなく訴えてきた、そのことを受け取って、そして何らかの形を示さなければ、もう二度とこの本巣議会の議員のところにいじめの問題等々が投げかけられることはないというふうに私は思います。幾ら頼んでもしてもらえないところには誰も頼みに行きません。これは、本巣議会の、また議員を問われている問題だと私は思っています。いじめは大人の世界だけではない。幼稚園の世界も小学校の世界も中学校の世界もあるわけであります。それを何とかなくそうということを議員も一生懸命努力している中において、このような事案が発生したことにつ

いては、非常に恥ずかしいし、情けない思いであります。

○議長（大西徳三郎君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○12番（黒田芳弘君）

私どもが知りたいのは、ここに来るまでの経緯なんですね。先ほど私は掌握しておりますことについては、先ほど発言をさせていただきましたが、新しく大西議長に引き継いで、大西議長から議運に諮問したわけなんでしょう。そのことについて、その諮問した議運がこのことについて協議したということなんですよ。その結果について、いま一度、議長、議長は当然諮問をしたので報告を受けているでしょうし、また事務局、正確な議運で決められたことを皆さんにお知らせしてください。

○14番（道下和茂君）

議運長として経過というお話をさせていただいていいですかね。

○議長（大西徳三郎君）

議運委員長 道下君。そのことだけ。

○14番（道下和茂君）

議会運営委員会のこの事件につきましての経緯を簡単に説明しますけど、今回の事件については、9月議会最終日に議会運営委員会の招集要請を受けました。委員会で大西議長は黒田前議長よりの申し送りで、議員から職員がパワハラを受けたとする申立てがあったので、議運で検討を願いたい旨、引継ぎを受けたので、議会運営委員会で調査するよう付託を議会運営委員会が受けました。

委員会では、具体的な内容は個人的な問題であり、慎重を期する必要があることから、今運営委員会においては、内容、また被害者、加害者を話すわけにはいかないということの中でこの事件を調査してくださいということでございましたが、本来なら、しっかりと議長に申出があり、そして取り上げるのが本来の姿かと思うわけですが、そして11月1日の議会運営委員会におきまして、調査のため、パワハラを行った疑いのある議員、または受けた疑いのある職員により、当日の状況確認を行いました。

まず、大西議長に前議長から議員から職員がパワハラを受けたと申出があり、前議長から引継ぎを受けたとする確認も行いました。このことにつきましては、前議長はそうしたことをほかの議員から聞いたが、当事者からの申立てはなかったとの答弁でございましたので、大西議長は、その時点でパワハラを受けたとする職員からの申立てがないままに他の議員から意見具申され、また両者の意見を聞くことなく、具体的な内容を確認しないまま委員会に付託されたことは、これはそのことは2回目の委員会で分かりました。

同日の議会運営委員会では、両者にその時点の経緯をお聞きしました。委員会では、受けた疑いのある職員の説明は本人の感じたことを話され、内容からは確かに強い言動であったと、精神的な

苦痛があったなどのお話がありました。

行ったとする議員の説明からは、議員活動を行う上で施策の考え方に疑問点があれば、事前に意見交換や提案をすることは議員活動の上で当然のことであり、後日本人に知らせることなく全く違う内容が説明されたので、そうしたことから、休憩時間中に強い言葉ではあったので、その点は悪いがというような話がありました。これが経緯で、それから今日に至ったということになります。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

黒田委員。

○12番（黒田芳弘君）

まず、スタートが間違っています。

私は、先ほどの説明で申し上げましたとおり、その現場を見た議会議員から私のところにこういったことがあったので、議会として対処をすべきじゃないかということを受けて、事務局と相談をし、その後の議運、次の議長云々に行ったわけでございます。

私が聞きたかったのはそういうことじゃなくて、今回、このことで大西議長が議運に諮問をして、議会運営委員会でそのことを協議されたわけなんですね。その議会運営委員会の協議結果はどうであったか、そのことだけが私は知りたいわけでございますので、私どもは何も知らない者については、そういったことを聞いて判断しかないとしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

提出者、議運で決まった最後の決定したそのことだけを報告してください。

提出者。

○11番（鰐本規之君）

では言います。

2つしかありません、決まったことは。双方の意見を聞き、委員会の総意としてパワハラがあったということは認めました。そして、その中において、何らかの形というもので、今提出したものを提出するということが決定をされました。

ただし、議運の委員長は自分はそれに賛同をしかねると。なぜなら明日は我が身のような発言があつて、議員勧告決議に賛同はできないというような発言がありました。ですので、同意できないというなら、それはそれでいいですよということで、議運のメンバーがそのことを承知したということで、2点であります。

分かりやすく言うと、パワハラを認めたと。そして、議員辞職勧告決議を出す。

もう一点は、それに道下議員は賛同をしないということが2点決定したわけであります。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

黒田議員。

○12番（黒田芳弘君）

今、提出者が言われたことで間違いないですね、事務局長。きちっと確認したいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ずうっと議論が続いておりますけど、事実のことだけで判断していただきたいと思いますので。

○14番（道下和茂君）

私の議運長として今言った言葉に、多少違いがあるので、ちょっと発言をしたいんですが。

○議長（大西徳三郎君）

どのようなことを言われるか分からないけど、発言を許します。

○14番（道下和茂君）

私は、今回の事件で、この辞職勧告決議を議会運営委員長が提案者になることや、議会運営委員会の決定事項とすることは、議員の身分や名誉に関する問題でもあり、委員長としてパワハラがあったと判断することは、専門家も交えた中で両者の意見を公平に聞き、慎重な審議がされることが重要だということを思っておりまして、委員長判断で議会運営委員会では採決は採らなく、決定はしないという発言を私はしておりますし、それから、行為が議員辞職勧告と思われる方は、これは議員権利の行使で議会で意思表示されることは重要ではないかという説明をしたつもりです。それが、付託を受けて最終的な議運の付託を受けたことに対する議長に対する答申だと私は思っております。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

黒田議員。

○12番（黒田芳弘君）

私どもは、今自分たちの仲間の議員を辞職勧告するという大変重要で責任の重い議案を審査しておるんです。提出者が言われた2つ議運で審査して決まったこと。パワハラ行為を認めたこと、そしてその上で議運としては辞職勧告決議案を提出するということを決めたと言われました。

今、委員長は、それを否定された。私らは何を信じてこの議案を審査すればいいんですか。だから、私がそれをちゃんと記録して、ほかの人もいます。議長並びに議会事務局長に確認を求めたわけなんですよ。言っておることが違っておるでしょう。決まったと言っておるのに、決まっていないう言っておる。だからそれは困ると言っておるんです。

○11番（鰐本規之君）

私は、今、この中で採決をしたとは一言も言っておりません。採決のできる権限は委員長しかありません。けれども、議員の意見等々を聞いて、そして、パワハラを委員の多くが認めた。そして、提出を出す方向でよしとした。だから総意と言った。多数決は採る意思のない人に採らせようとしても採れません。ですから、議運というメンバー、委員長だけの権限ではありませんので、そこに選ばれて付託を受けたのは、委員長も含めてですけれども、委員が受けているわけでありまして。その委員が判断をしたことについて、民主主義でありますので、総意としてという発言をしております。

す。ですから、それが決定なのか決定とか多数決とかそういう問題ではなくて、議員の中で付託をされた委員が、これはひどいということで認定をして、そして総意としてパワハラがあるというのを認めて、そして議員辞職勧告決議を出すよということも総意であります。それに対して、委員長はその議運の中の総意だけれども、そこにサインをすることはしませんということを言われましたので、そのことについても審査をした委員は承知をしたわけであります。ですので、決まったという、決議を採ったのかということは一言も私は言っていません。総意として書かないことについても認めましょうと。そして、出すことも認めましょうということで、2つの問題が議会運営委員会の中で総意として決定をしたというわけであります。だから採決は採っておりません。委員長が採る気がなければ、採決は採れませんので。以上であります。

○14番（道下和茂君）

一番最後に、付託を受けた部分で私がしゃべった部分はどういうことを言った、私の口から言ってもおかしいので、事務局長から簡単でいいですので、お話ししてもらえませんか。

○議長（大西徳三郎君）

委員長が今言っておりますけど、このことはもう既にずうっとやっておりますで、提出者からこのように提出されておりますので、これが全てかなと。これで賛否を採ってやるのがそれが最後かなと思っておりますので、今さら委員長がどうのこうの言ってもらってもせんなきことかなと思いますので、これで質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

気持ちの部分ではハラスメントがあったということをいろいろ質問いただいたんですが、審査する中で、ちょっとお聞きしたいんですが、複数回ずうっとあったということでありまして、それが何件あるのかとかも、僕らはまだ、それも対象に今回入ってきていると思うんですが、複数回あって、常習化されていると考えているということでございますが、その複数回というのはふわふわしているところだと思うので、できればその件数だったりとか、全てが全てパワハラ認定されたということを審査されて、その複数件ということを行っているんだと思うんですけれども、そういう審査があったのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。件数もできれば。

○11番（鰐本規之君）

お答えをいたします。

何件あったとか、これがパワハラであると認定したのかと、そのようなことを尋ねられても、私は裁判官ではありません。ただ、世の中の常識として、また国の定義として弱い人がいじめられたよと、心に傷がついたよ、精神的な苦痛を受けたよという訴えがあれば、あった時点でそれをパワハラと認定をするということが決められています。

それから、何件あったかと言われる。私に言わせれば、私のところには来るけれども、ほかの議員のところに来ないということ自体がおかしい。なぜかというなら、弱い立場の人は守ってくれる

であろう人のところにしかお願いに来ないわけであります。弱い立場の人間が自分より弱いような立場の守ってくれない人のところに苦情、相談は来ません。ですから、1年前の議運の中で暫時休憩中という形しか取れませんでしたけれども、堀部議員に対して身に覚えがあるかと尋ねたところ、身に覚えがあると言われたので、一般質問を取り下げたわけであります。

だから、それ以上の何物でもない。本人もパワハラを認めている。それが何件あろうがなかろうが、そういう問題ではないと思う。その延長線上で今回もそのようなことが起きて、それを見た人が少しひどいではないかという形で連絡が来た。また、訴えが来た。冗談か何かよく分からないので、本人に聞いてみましょうということで、パワハラを受けたと言われる職員に来てもらって、胸の内を聞いたわけであります。それが皆さんが承知している文面であります。

それをパワハラと認めるのか認めないのかは議員各位の判断で私は結構だと思っておりますけれども、私の思いとしては、これだけのことを訴えてきた弱い立場の職員、またそれに関連する外部の職員と言われる人たちの訴えもやはりあるということ承知おき願いたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

そういったことで複数回あったということで、件数は覚えていないという……。

○11番（鰐本規之君）

いや、覚えていないんじゃないかと、言わないんです。

○6番（高橋勇樹君）

そういうことですけれども、もう一回確認なんですけど、それは全て鰐本議員が受けて、鰐本議員が調査をして、それでパワハラだと認定をされたという意識でいいですか。

○11番（鰐本規之君）

分からない人にしゃべってもしようがない。

訴えがあった時点でもうその時点でパワハラなんです。認定とか何とかじゃないんです。誰が認定するんじゃないんです。いじめられているよと言ってきた人間は、もうその時点でいじめられているんですよ。だから、もう一つのルールがあるわけですよ。訴えがあった人間に対しては、速やかに確保というのか、保護しなさいという。これも国の定めの中にあるわけですよ。お父ちゃんにいじめられている、お母ちゃんにいじめられている、同級生にいじめられているという訴えがあった時点で、もう保護しなければならないと、保護しなさいというのがもう決めであるわけですよ。ですから、私が判断するんじゃないかと、訴えがあった時点において、もうその訴えてきた人を擁護する、保護してあげる、守ってあげるというのがパワハラという問題の大前提なんだ。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ちょっと話を聞いていると、ハラスメントと虐待が入り混じったような形で、いじめとハラスメントは違うように私は認識をしております。

その中において、ハラスメントというのは結構第三者、訴えるほう、訴えられるほう、加害者、被害者と両者がいて、第三者が決めることが結構多いことがありますけれども、今回特に第三者が入って、例えば弁護士とか学識経験有識者とか、そういった方への相談もされたというか、そういった方が介入して、認定というかハラスメントだなというふうに確定したというのがありますか、第三者が入ってという。

○11番（鏑本規之君）

正直言います。そういう考えがあるから、いじめられた人が自ら命を絶つんです。第三者が決めるものではないんです、いじめというのは。いじめられた本人の心が病んで助けを求めるところがなく、悩んで悩んで自ら自殺という行動を取るわけであります。その後でそれがいじめが本当にあったのかどうのこうのといっただけ調べているのが第三者という形なんです。ですから、いろんな学校等々の問題もそうなんですけれども、全て後づけであります。

早く助けてあげる、そういうことが一つの形として訴えがあったら速やかに保護しなさいという形になっているんです。そういうものがパワハラという一つの定義になっているわけです。いじめもパワハラも同じようなものなんだ。そこに違いがあるというなら、どういう違いがあるか私はよく知りませんが、私は弱い立場の人間が訴えてきた場合においては、その人間を保護してあげたい、守ってあげたいというのが私の思いであります。それが私の中においては何度も何度もいろいろな人からそういう相談を受けるということ自体が、私としては今回そのことが多くの人を実質的に見ている、そういうわけでありますので、今回提出をさせてもらったわけであります。

○議長（大西徳三郎君）

これで質疑を終わりたいと思いますけど、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

ただいまの議案につきまして反対の討論を行います。

辞職は本人の意思により決定すべき事柄であり、本人の良識による判断であります。いやしくも議員は住民の支持の下にその職にあり、議員としての職責を全うすることを本来の任務としております。

また、自治法では、辞職勧告決議には懲罰事由が原則として法律や会議規則に違反する議場内の言動に限られていることから、これに当たらない非行のある議員に対して行われる場合と懲罰事由に当たるけど、同僚議員への心遣いと自らの決断での辞職を促すことをする場合がございます。

ここで言う非行とは何かということですが、一般的には、違法行為、違法でなくても慣例的規範に照らし反社会的とみなされる行為を非行と言います。こういう定義があるわけですが、今回の事件は、強い言動で話され、精神的な苦痛があったと取れる発言でありました。そうしたことで、行ったと疑われる議員は反省をし、今後このようなことのないように努める必要があります。

また、他方では、議員には施策などのチェックを行うのも活動の一つで、施策の考え方に疑問点があれば事前に問題点の提起をすることは当然のことです。議員との協議の中で双方の考え方が同じであれば双方納得しますが、しかし、このことが後日の会議において、施策の考え方が相反する答弁をされれば、議員としては非常に違和感を覚えると思います。協議時点での施策の考え方が違っていたのであれば、事前に議員に説明されるのも議員と行政の対等な良識ある関係を構築する手法でございます。そうしたことがなされなかったことも今回の原因の一つかとも考えられます。議員と議員間では時として起こり得る事案でございます。

問題となるのは、パワハラがあったと職員から議長に申出がございました。また、疑われた議員においては、先ほどの一身上の弁明で反省し、今後このようなことがないようにという言葉もありました。正当な理由があり、議場外での意見の交わし合いに多少のあつれきがあったとしても、両者共に市民に関わる施策の考え方の違いであり、議会の多数決による辞職勧告決議を求めることは、事実上その辞職を強要するようなことになり、一種の多数決の濫用とも言うべきものであります。また、事実上の議会の意思表示としても適当ではないと考えます。

そこで、今回の事件が専門家も交えた中で、両者の意見を公平に聞き、慎重な判断がされるものであり、またパワハラがあったと判断が示されたわけでもないことから、議長が疑いを持たれた議員を呼び、意見を聞き、そうした行為に対して指導、助言、注意などの措置を講ずることが重要と考えます。

そのことで、議員は素直に謝罪することは謝罪し、よりよき本巣市づくりに進むことになると考え、この辞職勧告決議を求めることに反対をいたします。

議員各位におかれましては、ただいまの反対討論、十分御理解されまして、御賛同願えますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいま反対討論がありました。

賛成者は。

[挙手する者あり]

河村議員。

○9番（河村志信君）

議会運営委員会の委員でもあり、一議員でもある立場でお話しさせていただきます。

今回、こういう経緯に至った中で、議運の中で公正に真実を把握するために被害を受けたと言われる職員さん、それから加害者と言われる議員さん、両方の御意見をお聞きしました。十分に私はお聞きして、過去の高橋議員のおっしゃられる経緯はともかく、経緯というか回数とか云々じゃなくて、現時点で問題があれば、それは一議員としてやっぱり問題視するべきだという思いで内容を判断し、今回に至っております。

一番議員の言葉の中で、やはり反省とか謝罪とかいう言葉はなかったと。自分は、その手法が分からないというような言葉がありまして、これはやはり深刻な問題だなと思いました。

それから、被害者とされる職員の方のお言葉の中にやはり心が痛んだと。最悪は自死に至るような内容だという強い被害意識があるということは、これは第三者がどうのこうのじゃなくて、やはり気持ち的にそういうダメージを受けたということ自体が私はハラスメントの結果だと思っております。

そして、全体も考えまして、今社会問題となっている深刻化しているいじめ、ハラスメント、学校であり、職場であり、家庭であり、これの一つ事例だといったときに、公職である議員がそういう場であっては、これはもう市民の方からどういう目で見られるのか。これが健全な議会だと見られるのかということも踏まえて、深くこれは反省する内容じゃないかなと私は思います。

議員としてのけじめをつけるためにも、これは真摯にこの勧告を受けていただいて、そして心より反省していただきたいと思います。よって、私は、賛成の立場で議員各位に賛成をしていただきたいという思いでございます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

臼井悦子君。

○13番（臼井悦子君）

私は、最近の事情を聞きました限り、またお互いの心情は十分察し理解いたしました。また、職員を擁護されている議員各位のお気持ちも十分理解した上で発言したいと思います。

職員の立場で職務に専念した。また一方、議員の立場で市民の安心・安全な施策への気持ちがぶつかり合った情熱が本当に今回の結果ではなかったかと思えます。もちろん、その中で言葉の強弱など、議員として職員に対する言動は的確ではなかったかと思っております。それならば、議員としてそのことを強く反省し、今後そのようなことのないように改めることを強く求めるとともに、職員におかれましても自信を持って職務に専念していただきますことをお願いいたし、今回の勧告に

つきましては、先ほどこの場におきまして議員自身、本人の意として反省し、今後はそういったことのないよう議員として職務を果たしたいという強い気持ちを弁明されましたので、私はこの動議については反対させていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

今、反対の討論がありました。

賛成はありますか。

〔挙手する者あり〕

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

簡潔に。

私も議員になりまして5年たちます。ハラスメントに対する状況はかなり厳しいものになっております。ここは、本巣市最高の決定機関であります。私たちは市民の代表です。このハラスメントに対しては、市民のはっきりとした見本を見せなければ僕はいけないと思っています。

私の中で議員の賛否を職員の返答の言葉の中の責任に問う発言がありました。僕は、大変それを重く思っております。堀部さんもそれは明確に否定してみえなかった。やっぱりそういうことを許してしまうと、これからの僕たちの議員活動はそういう態度を取っていいということになってしまう。僕たち議員も議会もちゃんと変わっていかなくちゃならない。これは非常に堀部議員には大変厳しい言い方も分からないですけど、しっかり議会が前を向いていくために、絶対これは通らなければならない道だと思って、僕はこの案に賛成しています。そういう思いです。よろしく願います。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論はこれで終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、発議第2号 堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議席番号10番 堀部好秀君の入場を許可します。

〔10番 堀部好秀君 入場〕

堀部好秀君に申し上げます。

ただいま堀部好秀議員に対する議員辞職勧告決議については、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして令和4年第4回本巣市議会臨時議会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後1時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員 高 橋 知 子

署 名 議 員 瀬 川 照 司